

医療費などの助成制度

問 国保年金課 (☎62-1207)

◆受給者証の交付

医療機関の窓口で受給者証を提示することで、医療費の助成が受けられます。国保年金課で申請してください。
※申請月の初日または月内の要件該当日から助成されます(子ども医療を除く)。

助成区分	対象者	助成内容
子ども医療 ID1003422	高校生世代(18歳到達年度末)までの子	保険診療分の自己負担相当額
㊦ひとり親 家庭等医療 ID1003425	▶ひとり親家庭で、18歳以下*1の子とその父または母 ▶父または母が障害者(身体障害者手帳1・2級程度)である18歳以下*1の子とその母または父 ▶父母のいない18歳以下*1の子 ※所得制限あり *1…18歳到達年度末まで	
㊦心身障害者 医療 ID1003426	▶身体障害者手帳が交付され、次のいずれかに該当する人 ・障害程度1～3級 ・腎臓機能障害で障害程度4級 ・進行性筋萎縮症で障害程度4～6級 ▶愛知県療育手帳のAまたはB判定を受けた人 ▶自閉症状群と診断された人(高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む)	
㊦精神障害者 医療 ID1003427	精神障害者保健福祉手帳の障害程度1・2級の人	保険診療分の自己負担相当額の2分の1 ※精神疾患の入院のみ
	自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている人	保険診療分の自己負担相当額 ※指定医療機関への通院のみ
後期高齢者 福祉医療 ID1003274	後期高齢者医療制度に加入し、次のいずれかに該当する人 ▶㊦ ㊦ ㊦の受給資格に該当する人 ▶精神保健福祉法による措置入院患者 ▶感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法による、命令入所患者またはそれと同等の要件を有すると認められた人 ▶ひとり暮らし(同一敷地または隣地に親族が住んでおらず、住民票が1人世帯)で市民税非課税かつ税法上の被扶養者となっていない人 ▶要介護度4・5の認定を受けてから、生活介護を3カ月以上継続して受けている人で、主たる生計維持者が市民税非課税の人	保険診療分の自己負担相当額 ※精神障害者医療に該当する人は、㊦の助成内容を参照

◆特殊眼鏡等購入費の助成

対 老人性白内障のため水晶体摘出手術を受けた65歳以上で、**眼内レンズ挿入手術が受けられず**購入した人

助成内容 特殊眼鏡またはコンタクトレンズ購入費の2分の1

限度額 ▶特殊眼鏡…1個につき21,000円 ▶コンタクトレンズ…1眼につき14,000円

申請に必要なもの 医師の意見書、特殊眼鏡代などの領収書、本人名義の預金通帳

◆軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成 問 福祉総務課 (☎62-1208、FAX24-3481) ID1003574

対 次の全てに該当する人

▶18歳以下(18歳到達年度末まで)

▶片耳の聴力レベルが30デシベル以上(一耳の聴力レベルが30デシベル未満で、医師が補聴器の装用の必要を認めた人を含む)で、身体障害者手帳交付の対象とならない人

▶補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断する人

助成内容 補聴器購入または修理にかかる費用と算定基準の基準額*2のいずれか低い額の3分の2

*2…補装具の種目、購入などに要する費用の額の算定等に関する基準に定められた補聴器の基準額

限度額 片耳1個につき39,000円

申請に必要なもの 見積書、医師の意見書 ※申請によって必要なものが異なります。